

- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 「パンフレット」は大切に保管してください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り扱いが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り扱いに影響を与えることはありません。

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・
ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027

月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
<募集代理店>

- ◎この「パンフレット」にある保険料および商品内容などは、契約日が2026年2月24日以降の保険契約に適用となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や商品内容を変更する場合があります)。
- ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>

No.B26A107 26.02(新)



B26A107

AF金ヅ課-2025-0019 8月25日

「生きる」を創る。
Aflac

パンフレット

2026年2月版



組立型総合医療保険〔2025〕



契約年齢*

0歳～満85歳
(終身払の場合)

*契約内容により異なります。

この保険は、「病気やケガの保障(がんや重大疾病の保障も含む)」、「がんや重大疾病(特定の疾病)の保障」、「介護や障がいの保障」、「死亡時の保障」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。

！ はお客さまにとくに確認いただきたい項目です。

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

商品の特長

ほしいとこだけ
プラン

充実保障プラン・介護安心
プラン・子育て応援プラン

ご契約後の
サービス

Q&A
ご契約時の条件

支払事由

保険料

今と、これからを生きるあなたに、選べる自由を。あんしんパレット



ライフステージの変化とともに、
期待や不安も変わっていく。

節目節目に必要な保障を1つから付け足せる*1しくみと、
日々の健康づくりから
治療や介護の心配事まで頼れるサービスが、
そのとき必要な安心のかたちで、
あなたによりそい続けます。

そんな新しい医療保険が、
アフラックから誕生しました。

*1 「あんしんパレット」は、「普通保険約款」に保険契約の共通事項を定め、1つ以上の「特約」(保障)を付加することで成立する保険です。アフラック所定の条件により、単独加入できない特約や組み合わせがあります。詳しくは26ページをご確認ください。



あなたに ぴったりな 保障

治療、入院、通院、三大疾病*2、介護、
お子さまの感染症、ケガなど、
豊富な特約ラインアップで
あなたにぴったりな保障をご提供します。

*2 「あんしんパレット」の保障の対象となる三大疾病とは、
がん(悪性新生物)・上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患を
指します。

お一人おひとりのニーズにあわせた 4つのプランから選択できます

必要な保障を
組み合わせたい方、
足りない保障だけを
追加したい方



▶詳しくは3~16ページをご確認ください。

三大疾病*2を含む
病気やケガに
しっかり備えたい方



将来の介護や
骨折などのケガ*3の
リスクに備えたい方



お子さまの感染症や
ケガ*3に備えたい方



▶詳しくは17~18ページをご確認ください。

*3 <ケガの特約>を付加した場合

ダックの 頼れる サービス*4

日々の健康づくりや治療時の悩み、
介護や老後の心配事に対し、
その時々に必要なサービスをご提供します。

*4 ダックの頼れるサービスはアフラックの医療保険のお客さまに
向けて、アフラックが紹介する提携企業のサービスの総称です。



ご契約後のサービス

さまざまな“頼れる”サービスで、
お客さまの「生きる」をサポートします。
無料や優待価格で利用できる
サービスがあります。

例えば

オンライン診療サービス

365日、自宅にいながら
いつでも診察が受けられる
診療サービスです。



例えば

セカンドオピニオンサービス

利用者に最適と思われる
名医・専門医を選んでご紹介。
受診までサポートします。



▶詳しくは19~20ページをご確認ください。

ほしいところだけ プラン

選べる
16
の保障

豊富な特約ラインナップから
必要な保障を
お選びいただけます。

詳しくは

治療の保障	治療給付金特約 手術・放射線治療給付金特約	5~6 ページ
入院の保障	入院特約 入院一時金特約	7~8 ページ
通院の保障	通院特約	7~8 ページ
三大疾病の保障	三大疾病入院特約 三大疾病通院特約 三大疾病一時金特約	9~10 ページ
介護や身体障害 状態の保障	介護・認知症・障害一時金特約	11~12 ページ
お子さまの ための保障	子ども特定感染症保障特約	13~14 ページ
女性特有の 病気の保障	女性疾病入院特約 女性特定手術特約	13~14 ページ
ケガの保障	ケガの特約	15ページ
先進医療の保障	総合先進医療特約	15ページ
保険料負担の備え	保険料払込免除特約	16ページ
万一の保障	終身特約	16ページ

各給付金などには所定の支払限度があります。
※支払事由・支払限度などについては、21~25ページ「Q&A」、
27~32ページ「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約の
しおり・約款」をご確認ください。

ほしい保障は人それぞれ。 必要な保障を必要な分だけ 柔軟な組み合わせが可能

*1 「あんしんパレット」は、「普通保険約款」に保険契約の共通
アフラック所定の条件により、単独加入できない特約や組み

病気やケガによる入院や
手術に備えて
おきたいな

Aさん(23歳)

入院や手術、放射線治療の 治療費に備えたい方

■保障内容

治療給付金特約

治療給付金額10万円の場合 (外来手術給付割合100%)
治療給付金 支払限度の型 2カ月型*2
10万円
病気・ケガによって、 入院・手術(外来手術を含む)・ 放射線治療(電磁波温熱療法を含む) のいずれかに該当した月ごとに1回
外来手術のみに該当した月も 同額を保障

●保険期間:終身

■上記保障内容の月払保険料(個別取扱)

23歳・男性の場合

月々 **1,880円**

●保険料払込期間:終身払 ●「健康祝金特則」なし
●「三大疾病支払月数無制限延長特則」なし
●<保険料払込免除特約>なし

*2 入院のみに該当した月は、1回の入院についての
治療給付金をお支払いする月数に限度(2カ月)が
あります。治療給付金の支払限度の型は、「2カ月
型」「4カ月型」「12カ月型」から選択できます。

け、特約1つから*1 選べるから、 です。

事項を定め、1つ以上の「特約」(保障)を付加することで成立する保険です。
合わせがあります。詳しくは26ページをご確認ください。

加入済みの医療保険に
足りない保障だけを
追加したい!

Bさん(42歳)

お手持ちの保障に加えて、 通院の保障やケガへの備えを 充実させたい方

■保障内容

通院特約

通院給付金	通院給付金日額5,000円の場合
1日につき	5,000円

●保険期間:終身

ケガの特約

特定損傷 給付金	1回につき	5万円
災害通院 給付金	1日につき	3,000円

●保険期間:1年

■上記保障内容の月払保険料(個別取扱)

42歳・女性の場合

月々 **1,200円**

●保険料払込期間:終身払 (<ケガの特約>は1年*3)
●<保険料払込免除特約>なし

*3 <ケガの特約>は1年ごとに継続します。継続後の
保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、
保険料率によって決まります。

女性特有の病気が
心配だわ...

Cさん(33歳)

女性特有の病気などに 備えたい方

■保障内容

女性疾病入院特約

女性疾病 入院給付金 支払限度の型 60日型	1日につき	5,000円
---------------------------------	-------	---------------

●保険期間:終身

女性特定手術特約

女性手術 給付金	1回限り	5万円
女性特定 手術給付金	1回につき	20万円
乳房再建 給付金	1乳房につき 1回限り	50万円

●保険期間:10年

■上記保障内容の月払保険料(個別取扱)

33歳・女性の場合

月々 **961円**

●保険料払込期間:終身払 (<女性特定手術特約>は10年*4)
●<保険料払込免除特約>なし

*4 <女性特定手術特約>は10年ごとに更新があり
ます。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の
満年齢、保険料率によって決まります。



保障選びに
迷ったら...

充実保障
プラン

介護安心
プラン

子育て応援
プラン

から保障を選択することもできます!

▶詳しくは17~18ページをご確認ください。

商品の特長

ほしいところだけ
プラン

充実保障プラン・介護安心
プラン・子育て応援プラン

ご契約後の
サービス

ご契約時の条件

支払事由

保険料



治療の保障

病気やケガによる入院、手術、放射線治療に備える

治療給付金特約

✕ 以下の特約と同時加入できません。
●手術・放射線治療給付金特約 ●入院特約(「初期入院10日給付特則」付) ●入院一時金特約

治療給付金 支払限度の型 2カ月型*1	病気・ケガによって、つぎのいずれかに該当したとき	治療給付金額10万円の場合 (外来手術給付割合100%)*2 左記のいずれかに該当した月ごとに1回 10万円 ※同月内に複数の支払事由に該当した 場合でも重複してお支払いしません。 外来手術のみに該当した月も 同額を保障 手術または放射線治療の場合 月数無制限で保障	終身 (一生涯保障)
	入院 入院をしたとき	治療給付金額10万円の場合 (外来手術給付割合100%)*2 左記のいずれかに該当した月ごとに1回 10万円 ※同月内に複数の支払事由に該当した 場合でも重複してお支払いしません。 外来手術のみに該当した月も 同額を保障 手術または放射線治療の場合 月数無制限で保障	
	手術 手術(外来手術を含む)を 受けたとき		
放射線治療 放射線治療(電磁波温熱療法を 含む)を受けたとき			

●治療給付金額は以下の範囲で設定できます。
・外来手術給付割合100%の場合：5万円～10万円まで
・外来手術給付割合50%の場合：5万円～20万円まで
*1 入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(2カ月)があります。治療給付金の支払限度の型は、「2カ月型」「4カ月型」「12カ月型」から選択できます。
*2 外来手術給付割合は、「50%」「100%」から選択できます。

+ 特則を付加できます 健康なら祝金を受け取りたい方向けに

健康祝金 *3	以下のすべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日の前日が 終了したときに被保険者が生存しているとき ②健康祝金支払判定期間に 治療給付金が支払われなかったとき	3年ごとに 2.5万円
----------------	--	-----------------------

*3 被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約当日の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。

+ 特則を付加できます 治療が長期化する場合がある三大疾病により手厚く備えたい方向けに

三大疾病 無制限延長 治療給付金	三大疾病(がん・上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患)の 治療を目的として以下いずれかの入院をしたとき ①治療給付金の1回の入院についての 支払限度月数をこえる入院 ②治療給付金の通算支払限度月数をこえる入院	該当した月ごとに1回 <治療給付金特約>の 治療給付金額と同額 月数無制限で保障
---------------------------------	--	---

✕ <治療給付金特約>と同時加入できません。
! アフラックの医療保険のご契約がない場合、
以下の特約を除く他の特約と同時加入する必要があります。
●ケガの特約 ●総合先進医療特約 ●保険料払込免除特約

手術・放射線治療給付金特約

手術・放射線治療 給付金	病気・ケガによって、つぎのいずれかに該当したとき	特約給付金額10万円の場合 (外来手術給付割合100%)*4 左記のいずれかに該当した月ごとに1回 10万円 外来手術のみに該当した月も 同額を保障 月数無制限で保障	終身 (一生涯保障)
	手術 手術(外来手術を含む)を 受けたとき	特約給付金額10万円の場合 (外来手術給付割合100%)*4 左記のいずれかに該当した月ごとに1回 10万円 外来手術のみに該当した月も 同額を保障 月数無制限で保障	
	放射線治療 放射線治療(電磁波温熱療法を 含む)を受けたとき		

●特約給付金額は以下の範囲で設定できます。
・外来手術給付割合100%の場合：5万円～10万円まで
・外来手術給付割合50%の場合：5万円～20万円まで
*4 外来手術給付割合は、「50%」「100%」から選択できます。



●保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」、「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
●特別のみのお申し込みはできません。
※支払事由・支払限度などについては、21～25ページ「Q&A」、27～32ページ「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

治療給付金について

治療給付金額は、**高額療養費制度**を考慮して設定すると合理的です。
治療給付金額を高額療養費制度利用後の自己負担額にあわせることで、
月ごとの治療費の自己負担に備えられます。

※高額療養費制度とは医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額をこえた分が支給される制度です。
詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

入院・手術・放射線治療のいずれかに該当した月ごとに1回、給付金をお受け取りいただけます。



※ほしいとこだけプランの治療給付金の支払限度の型は、「2カ月型」「4カ月型」「12カ月型」から選択できます。

治療例とお受け取りのイメージ

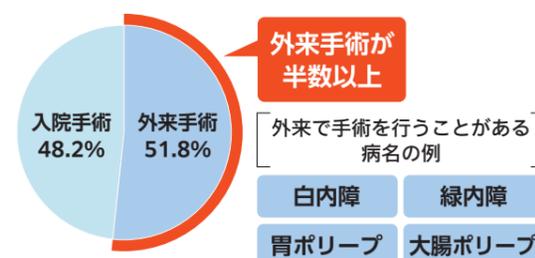
ほしいとこだけプラン/<治療給付金特約>治療給付金額：10万円/
治療給付金の支払限度の型：2カ月型/外来手術給付割合：100%



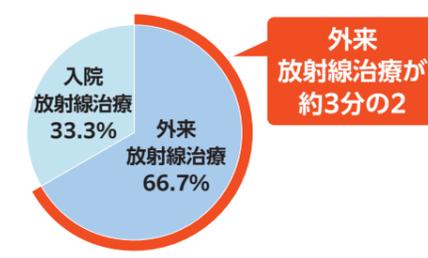
※入院のみに該当した月の通算支払限度は60カ月となります。
※<治療給付金特約>は、「入院」と「手術・放射線治療」を同月に実施した場合には、支払限度がない
「手術・放射線治療」をしたものとして取り扱います。

手術全体のうち、**外来(日帰り)手術が半数以上**を、
放射線治療全体のうち、**外来(日帰り)放射線治療が約3分の2**を占めています。

手術における入院/外来の割合



放射線治療における入院/外来の割合



厚生労働省「令和6年 社会医療診療行為別統計」をもとにアフラック作成



入院の保障

入院や治療費以外の費用に備える

入院特約

✕ 「初期入院10日給付特則」付の場合、以下の特約と同時加入できません。
● 治療給付金特約 ● 入院一時金特約

疾病入院給付金 災害入院給付金 支払限度の型 60日型*1	病気・ケガによって入院をしたとき	入院給付金日額5,000円の場合 1日につき 5,000円 1回の入院について60日まで保障	保険期間 終身 (一生涯保障)
		+ 特則を付加できます 「初期入院10日給付特則」を付加した場合 10日以内の場合 一律10日分 5万円 11日以上の場合 1日につき 5,000円	

短期の入院でも10日分!

● 入院給付金日額は3,000円～20,000円で設定できます。 *1 1回の入院についての疾病・災害入院給付金をお支払いする日数に限度があります。支払限度の型は、「60日型」「120日型」から選択できます。

+ 特則を付加できます 治療が長期化する場合がある三大疾病により手厚く備えたい方向けに

三大疾病無制限延長入院給付金	三大疾病(がん・上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患)の治療を目的として以下いずれかの入院をしたとき ① 疾病入院給付金・災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院 ② 疾病入院給付金・災害入院給付金の通算支払限度日数をこえる入院	1日につき <入院特約>の 入院給付金日額と同額 日数無制限で保障
-----------------------	--	--

入院一時金特約

✕ 以下の特約と同時加入できません。
● 治療給付金特約 ● 入院特約(「初期入院10日給付特則」付)

入院一時金	病気・ケガの治療を目的として入院をしたとき	特約給付金額5万円の場合 1回の入院につき 5万円	保険期間 終身 (一生涯保障)
--------------	-----------------------	-------------------------------------	------------------------------

● 特約給付金額は5万円～10万円で設定できます。



通院の保障

入院・手術・放射線治療の前後の通院に備える

通院特約

通院給付金	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的として通院をしたとき	通院給付金日額5,000円の場合 1日につき 5,000円 往診、訪問診療、オンライン診療、電話診療も保障	保険期間 終身 (一生涯保障)
		治療前60日*4～治療後120日以内の通院について30日まで保障	

● 通院給付金日額は3,000円～10,000円で設定できます。

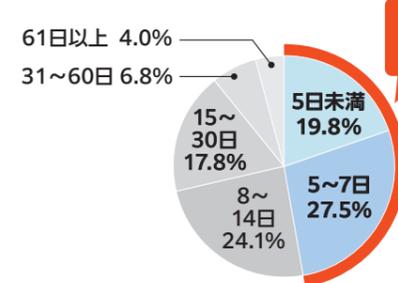
*4 入院開始日の前日または手術もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内



● 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」、「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
● 特則のみのお申し込みはできません。
※ 支払事由・支払限度などについては、21～25ページ「Q&A」、27～32ページ「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

医療技術の進歩などにより、7日以内の入院が約半数を占めています。
短期入院でもまとまった費用が必要になります。

直近の入院時の入院日数



入院日数別自己負担費用の平均



(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとにアフラック作成
[集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む))]
※ 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

入院時は差額ベッド代など、治療費以外の費用がかかる場合があります。

治療費以外の費用の例

差額ベッド代*2 1日あたりの差額ベッド代の平均徴収額*3 平均(全体)6,862円	入院中の日用品代 (パジャマ・タオルなど)	その他 ・ 入院中の食事代 ・ 入院中のテレビ視聴費用 ・ 家族・付き添い人の交通費 ・ 見舞い返し代 ・ ベビーシッター費用 (お子さまが小さい場合) など
--	---------------------------------	--

*2 差額ベッド代のかかる個室などを希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります。
*3 厚生労働省「第613回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況(令和6年8月1日現在)」

通院給付金について

入院前後の通院だけではなく、
外来手術や放射線治療の前後の通院も幅広く保障します。





三大疾病の保障

がんを含む三大疾病(がん・上皮内新生物、

心疾患、脳血管疾患)に備える

三大疾病入院特約

三大疾病 入院給付金	三大疾病(がん・上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患)の治療を目的として入院をしたとき	三大疾病入院給付金日額 5,000円の場合	保険期間 終身 (一生涯保障)
		1日につき 5,000円 日数無制限で保障	

●三大疾病入院給付金日額は3,000円～20,000円で設定できます。

三大疾病通院特約

三大疾病 通院給付金	入院・手術・放射線治療の前後に 三大疾病(がん・上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患)の治療を目的として通院をしたとき	三大疾病通院給付金日額 5,000円の場合	保険期間 終身 (一生涯保障)
		1日につき 5,000円 治療前60日*1～治療後5年以内の 通院について120日まで保障	

●三大疾病通院給付金日額は3,000円～10,000円で設定できます。

*1 入院開始日の前日または手術もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内

三大疾病一時金特約

三大疾病一時金	がん・上皮内新生物と診断確定されたときや、 心疾患・脳血管疾患の治療を目的として 手術または所定の入院*2をしたとき	特約給付金額50万円の場合	保険期間 終身 (一生涯保障)
		疾病ごとに1年に1回 50万円 上皮内新生物の場合1年に1回 50万円 (上皮内新生物給付割合100%の場合)	
がん・上皮内新生物・心疾患・ 脳血管疾患それぞれに対して 1年に1回を限度(回数無制限)			

●特約給付金額は20万円～200万円を設定できます。

●上皮内新生物給付割合は、「10%」「100%」から選択できます。

⊕ 特則を付加できます > がん保険などでがん・上皮内新生物の一時金の保障をお持ちの方向けに

がん・上皮内新生物不担保特則	心疾患・脳血管疾患の治療を目的として 手術または所定の入院*2をしたとき (がん・上皮内新生物の保障がなくなります。)	<三大疾病一時金特約>の 特約給付金額が50万円の場合
		疾病ごとに1年に1回 50万円 心疾患・脳血管疾患それぞれに対して 1年に1回を限度(回数無制限)

*2 「所定の入院」とは、つぎの入院をいいます。
急性心筋梗塞・脳卒中の場合：治療を目的とした1日以上入院
急性心筋梗塞・脳卒中以外の場合：治療を目的とした継続10日以上入院

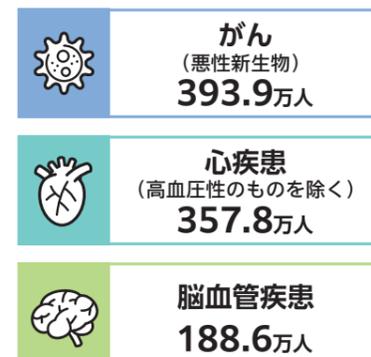


●保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」の保障となります。
●<三大疾病一時金特約>の「がん・上皮内新生物の保障開始」には、3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。ただし、「がん・上皮内新生物不担保特則」を付加した場合は、待ち期間はありませぬ。

●特則のみのお申し込みはできません。
※支払事由・支払限度などについては、21～25ページ「Q&A」、27～32ページ「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

三大疾病は、多くの方が
経験する身近な病気です。

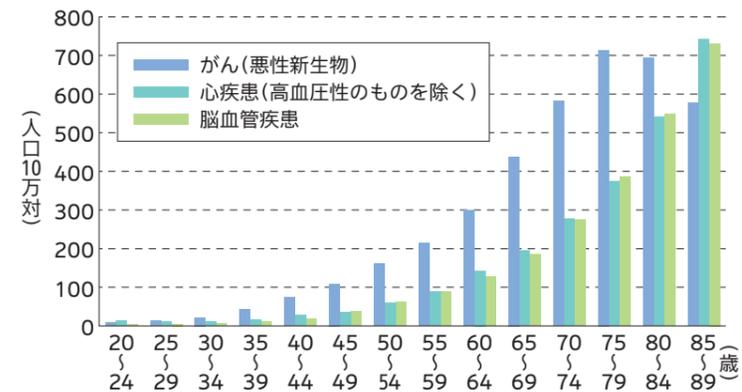
■三大疾病の総患者数*3



厚生労働省「令和5年 患者調査」をもとに
アフラック作成

三大疾病は、
40代からリスクが高まります。

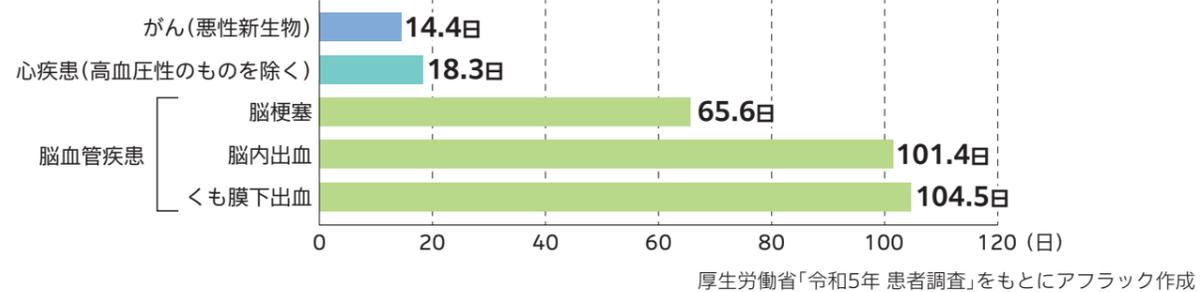
■三大疾病の受療率*3



厚生労働省「令和5年 患者調査」をもとにアフラック作成

三大疾病は、入院が長期化する場合があります。

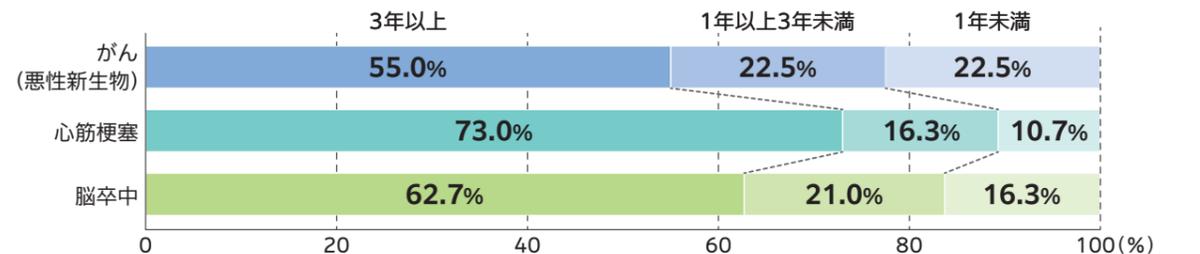
■三大疾病の退院患者の平均在院日数*3



厚生労働省「令和5年 患者調査」をもとにアフラック作成

三大疾病に含まれる、がん(悪性新生物)・心筋梗塞・脳卒中は、
治療が長期化する場合があります。また、すぐに仕事へ復帰することが
難しい場合には、収入が減少するかもしれません。

■がん(悪性新生物)・心筋梗塞・脳卒中中の治療期間(治療中・経過観察中を含みます)



治療・生活状況変化の実態に関するアンケート調査(2023年5月アフラック実施)

*3 データの数値に上皮内新生物は含みません。



介護や身体障害状態の保障 | 介護や認知症、身体障害状態に備える

介護・認知症・障害一時金特約

介護・認知症・障害一時金	以下いずれかの事由に該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護1から要介護5のいずれかの認定をされたとき ②認知症による要介護状態が90日以上継続したと診断確定されたとき ③身体障害者福祉法に定める1級から6級のいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき	特約給付金額50万円の場合 1回限り	50万円 終身 (一生涯保障)
	保険期間		

●特約給付金額は、20万円～200万円で設定できます。

公的介護保険制度にもとづく要介護度の目安

軽度	要介護度			重度
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある。	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする。認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状*がみられることがある。	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。座位保持に何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。一般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状*がみられる。	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、ほとんどできない。日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。意思の疎通ができないことが多い。

※要介護度は、一人ひとりの状況や介護を必要とする度合いに応じて個別に判定されるため、状態像の定義はありません。目安として、参考にしてください。
 ※公的介護保険制度による要介護認定は、満65歳以上の方(第1号被保険者)と、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方(第2号被保険者)のうち要介護状態になった原因が16種類の特定疾病に限り対象となります。そのため、第2号被保険者でも要介護状態になった原因が16種類の特定疾病以外の方と満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。

* 行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとにアフラック作成

身体障害状態6級の目安

軽度	等級					重度
6級	5級	4級	3級	2級	1級	
【視覚障害】 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの						
【肢体不自由(下肢)】 ① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ② 一下肢の足関節の機能の著しい障害			【聴覚障害】 ① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ② 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	【肢体不自由(上肢)】 ① 一上肢のおや指の機能の著しい障害 ② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの		

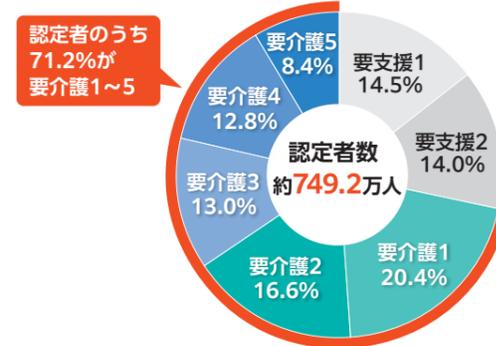
厚生労働省「身体障害者福祉法施行規則 別表第5号」をもとにアフラック作成



保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」、「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
 ※支払事由・支払限度などについては、21～25ページ「Q&A」、27～32ページ「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

約750万人が要支援・要介護と認定されています。
 介護が必要となった主な原因は、**認知症**だけではなく、**脳血管疾患**や**関節疾患**などの病気、**骨折**などのケガとなっています。

要支援・要介護認定者数



介護が必要となった主な原因

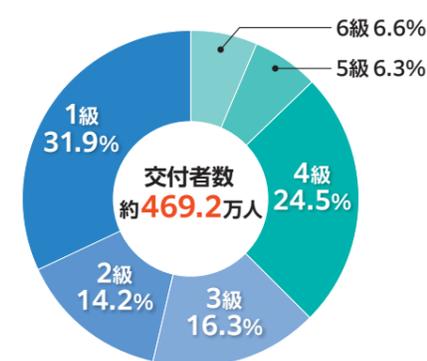
認知症	16.6%
脳血管疾患(脳卒中)	16.1%
骨折・転倒	13.9%
高齢による衰弱	13.2%
関節疾患	10.2%

厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査」をもとにアフラック作成

厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」(令和7年4月審査分)をもとにアフラック作成
 ※端数処理の関係で内訳の合計は100%とならないことがあります。

身体障害者手帳を交付されている人は**約470万人**にものぼります。

身体障害者手帳の交付者数(障害等級別、18歳以上)



病気や事故・ケガが原因で身体障害状態になることもあります。

身体障害の原因(身体障害者手帳所持者)

※原因が「わからない」「不詳」除く

病気	68.5%
生まれた時から(出生時の損傷を含む)	11.5%
事故・ケガ	10.6%
加齢	5.3%
災害	0.2%
その他	4.0%

厚生労働省「令和4年度 生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」をもとにアフラック作成
 ※端数処理の関係で内訳の合計は100%とならないことがあります。

自宅で介護をするにあたり**初期費用がかかる**ことがあります。

自費で購入した場合の初期費用(目安)の例

※公的介護保険の給付対象となる場合があります。

 車いす 5～67万円	 特殊寝台 16～61万円	 ポータブルトイレ 3～19万円	 手すり 2万円～(工事費別途)
--------------------------	----------------------------	-------------------------------	-------------------------------

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとにアフラック作成



お子さまのための保障

お子さまの感染症に対する通院や

子ども特定感染症保障特約

<p>子ども特定感染症治療給付金</p> <p>子ども特定感染症の治療を目的とする通院または入院をしたとき</p>	<p>1年に1回</p> <p>1.5万円</p> <p>通算10回まで保障</p>	<p>保険期間</p> <p>1年</p> <p>自動更新 *1</p>
<p>子ども特定感染症入院一時金</p> <p>子ども特定感染症の治療を目的とする入院をしたとき</p>	<p>1回の入院につき</p> <p>10万円</p> <p>回数無制限で保障</p>	

入院を伴わない通院も保障

*1 更新後の保険期間満了の日の翌日に満23歳をこえる場合は更新されません。

入院に備える



- 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」、「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
- <子ども特定感染症保障特約>の子ども特定感染症の保障開始には、1カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。

- <女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始には、3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。
- ※支払事由・支払限度などについては、21~25ページ「Q&A」、27~32ページ「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

子ども特定感染症について

子ども特定感染症に該当する感染症の代表例は、右記のとおりです。

※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- インフルエンザ(インフルエンザウイルスによるもの)
- 水ぼうそう(水痘)
- はしか(麻疹)
- プール熱(ウイルス性咽頭結膜炎)
- 風しん
- おたふくかぜ(ムンプス)
- 百日咳
- 腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)
- 流行性角結膜炎(アデノウイルスによる角結膜炎)
- 結核 など

※新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ菌感染症、ノロウイルス感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、突発性発疹などは、<子ども特定感染症保障特約>のお支払いの対象ではありません。

や手術に備える



女性特有の病気の保障

女性特有の病気などに対する入院

女性疾病入院特約

<p>女性疾病入院給付金</p> <p>支払限度の型 60日型*2</p> <p>女性特定疾病によって入院をしたとき</p>	<p>1日につき</p> <p>5,000円</p> <p>1回の入院について60日まで保障</p>	<p>保険期間</p> <p>終身</p> <p>(一生涯保障)</p>
---	---	---

*2 1回の入院についての女性疾病入院給付金をお支払いする日数に限度があります。支払限度の型は、「60日型」「120日型」から選択できます。

女性特定疾病について

女性特定疾病に該当する病気の代表例は、右記のとおりです。

※詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- | | |
|------------------------|---|
| 女性特有の病気、妊娠・出産にかかわる症状など | ●卵巣機能障害 ●流産 ●妊娠悪阻 など |
| 女性に多い病気など | ●尿路感染症 ●膀胱炎 ●甲状腺機能低下症 など |
| がん・上皮内新生物 | すべてのがん・上皮内新生物
※女性特有のがん・上皮内新生物に限りません。 |

女性特定手術特約

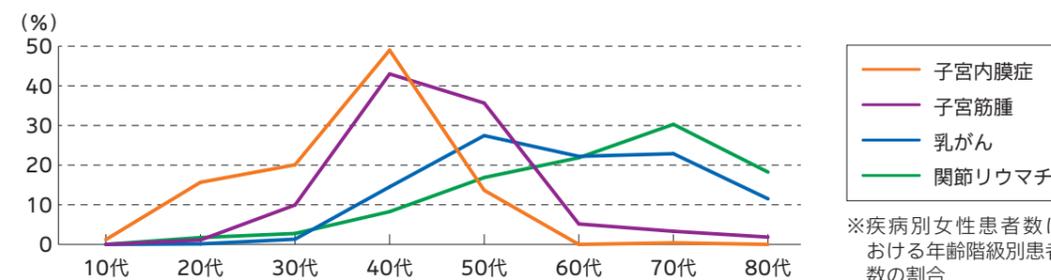
<p>女性手術給付金</p> <p>病気・ケガによりつぎの手術を受けたとき ①乳房にかかわる手術 ②子宮または子宮附属器(卵巣・卵管)にかかわる手術</p>	<p>いずれか1回限り</p> <p>5万円</p>	<p>保険期間</p> <p>10年</p> <p>自動更新</p>
<p>女性特定手術給付金*3</p> <p>病気・ケガによりつぎの手術を受けたとき ①乳房観血切除術 ②子宮全摘出術 ③卵巣全摘出術</p>	<p>①1乳房につき1回限り ②1回限り ③1卵巣につき1回限り</p> <p>20万円</p>	
<p>乳房再建給付金*4</p> <p>女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき</p>	<p>1乳房につき1回限り</p> <p>50万円</p>	

*3 両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合、重複してお支払いしません。

*4 両側の乳房再建術を同時に受けた場合、重複してお支払いしません。

子宮内膜症は20代から、子宮筋腫は30代から、乳がんは40代から、関節リウマチは50代から多くなる傾向があります。

■女性患者数の年代別割合



※疾病別女性患者数における年齢階級別患者数の割合

厚生労働省「令和5年 患者調査」をもとにアフラック作成



ケガの保障 | 思いがけないケガに備える

× <ケガの特約>と<保険料払込免除特約>のみでの加入はできません。

⚠ アフラックの医療保険のご契約がない場合、以下の特約を除く他の特約と同時加入する必要があります。

- 手術・放射線治療給付金特約
- 総合先進医療特約
- 保険料払込免除特約

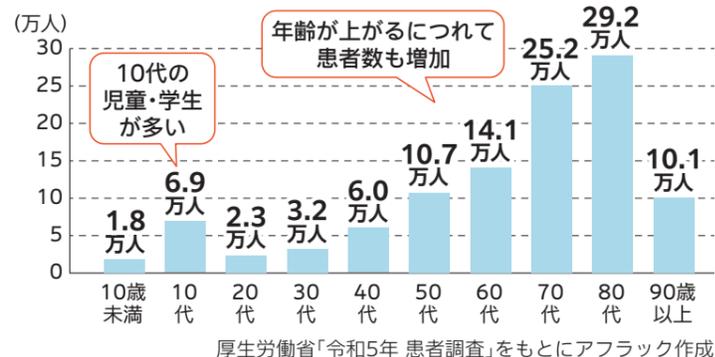
ケガの特約

特定損傷給付金	不慮の事故による特定損傷(骨折、関節脱臼、腱の断裂)の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	1回につき 5万円 通算10回まで保障	保険期間 1年
災害通院給付金	不慮の事故によるケガによって事故の日から180日以内に通院をしたとき	1日につき 3,000円 同一の事故による通院について30日まで保障	

入院を伴わない通院も保障

日常生活の中でも年齢を問わず、転倒やスポーツなどによるケガのリスクがあります。

年代別骨折患者数



先進医療の保障

全額自己負担となる 先進医療の技術料に備える

⚠ アフラックの医療保険のご契約がない場合、以下の特約を除く他の特約と同時加入する必要があります。

- 手術・放射線治療給付金特約
- ケガの特約
- 保険料払込免除特約

総合先進医療特約

先進医療給付金	病気・ケガによって先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額 通算2,000万円まで保障	保険期間 10年 自動更新
----------------	--------------------------	--	----------------------------

●先進医療とは、厚生労働大臣が認める医療技術で、対象となる疾患・症状等および実施する医療機関が限定されています。これらは随時見直され、「先進医療」から除外された場合は保障の対象となりません。先進医療に該当するか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。



- 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」、「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
 - 特別のみのお申し込みはできません。
 - <保険料払込免除特約>のがん・上皮内新生物の保障開始には、3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。
- ※支払事由・支払限度などについては、21~25ページ「Q&A」、27~32ページ「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



保険料負担の備え

免除事由に該当した場合、 保険料のお払い込みは不要です

保険料払込免除特約

× <保険料払込免除特約>のみでの加入はできません。
× <ケガの特約>と<保険料払込免除特約>のみでの加入はできません。
× <終身特約>と<保険料払込免除特約>のみでの加入はできません。

がん・上皮内新生物と診断確定されたときや、心疾患・脳血管疾患の治療を目的として手術または所定の入院*をしたとき

以後の保険料のお払い込みは不要です。
(保障は継続します。)

+ 特則を付加できます > 介護・認知症・身体障害状態になった場合の保険料負担もなくしたい方向けに

介護・認知症・障害保障特則

上記に加えてつぎの①から③のいずれかの事由に該当したとき

- ①公的介護保険制度にもとづく要介護1から要介護5のいずれかの認定をされたとき
- ②認知症による要介護状態が90日以上継続したと診断確定されたとき
- ③身体障害者福祉法に定める1級から6級のいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき

以後の保険料のお払い込みは不要です。
(保障は継続します。)

*「所定の入院」とは、つぎの入院をいいます。
急性心筋梗塞・脳卒中の場合：治療を目的とした1日以上入院
急性心筋梗塞・脳卒中以外の場合：治療を目的とした継続10日以上入院



- 今回お申し込みいただく保障に対して適用されるものであり、**現在加入中の医療保険を保険料払込免除にするものではありません。**
- <ケガの特約>については保険料のお払い込みが免除されないため、引き続き保険料のお払い込みが必要です。



万一の保障

死亡や高度障害状態に備える

終身特約

× <終身特約>のみでの加入はできません。
× <終身特約>と<保険料払込免除特約>のみでの加入はできません。

特約死亡保険金	死亡したとき	特約保険金額50万円の場合 いずれか1回限り 50万円 終身 (一生涯保障)	保険期間
特約高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき		

●特約保険金額は以下の範囲で設定できます。
【終身払】満14歳以下:10万円~1,000万円/満15歳~満45歳:10万円~2,000万円/満46歳~満65歳:10万円~1,200万円/
満66歳~満70歳:10万円~500万円/満71歳以上:10万円~300万円
【60歳払済・65歳払済・10年払済】10万円~150万円
【2年払済・5年払済】10万円~990万円



- 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」、「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
- <子ども特定感染症保障特約>の子ども特定感染症の保障開始には、1カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。
- 特則のみのお申し込みはできません。

- 先進医療とは、厚生労働大臣が認める医療技術で、対象となる疾患・症状等および実施する医療機関が限定されています。これらは随時見直され、「先進医療」から除外された場合は保障の対象となりません。先進医療に該当するかどうかは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

- 特約をご希望の場合は、各プランの保険料に特約の保険料を追加してください。
- ※支払事由・支払限度などについては、21~25ページ「Q&A」、27~32ページ「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

充実保障 プラン

三大疾病*1を含む
病気やケガに
しっかり備えたい方



●保険期間:終身(<ケガの特約>は1年、<総合先進医療特約>は10年)

治療給付金特約	治療給付金 支払限度の型 2カ月型*2	病気・ケガによって、入院・手術(外来手術を含む)・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)のいずれかに該当した月ごとに1回 10万円 ※同月内に複数の支払事由に該当した場合でも重複してお支払いしません。 〔外来手術のみに該当した月の場合(外来手術給付割合50%) 5万円 〕 手術または放射線治療の場合 月数無制限で保障
「三大疾病支払月数無制限延長特則」付	三大疾病無制限延長治療給付金	三大疾病*1の治療を目的として治療給付金の支払限度月数をこえる入院をしたとき 該当した月ごとに1回 10万円 月数無制限で保障
通院特約	通院給付金	1日につき 5,000円 往診、訪問診療、オンライン診療、電話診療も保障 治療前60日*3~治療後120日以内の通院について30日まで保障
三大疾病通院特約	三大疾病通院給付金	1日につき 5,000円 治療前60日*3~治療後5年以内の通院について120日まで保障

プラス ご希望により付加できます。

ケガの特約	特定損傷給付金	1回につき 5万円 通算10回まで保障
	災害通院給付金	1日につき 3,000円 同一の事故による通院について30日まで保障
総合先進医療特約	先進医療給付金	先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額 通算2,000万円まで保障 入院を伴わない通院も保障

■上記保障内容の月払保険料例(個別取扱)

契約日の満年齢	男性			女性		
	充実保障プラン	ご希望により付加できます ケガの特約	ご希望により付加できます 総合先進医療特約	充実保障プラン	ご希望により付加できます ケガの特約	ご希望により付加できます 総合先進医療特約
30歳	3,130円	530円	99円	3,590円	480円	99円
40歳	4,180円	530円	99円	4,080円	480円	99円
50歳	5,700円	530円	99円	5,020円	480円	99円
60歳	7,665円	530円	99円	6,440円	480円	99円

●保険料払込期間:終身払(<ケガの特約>は1年、<総合先進医療特約>は10年)

*1 「あんしんパレット」の保障の対象となる三大疾病とは、がん(悪性新生物)・上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患を指します。
*2 入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(2カ月)があります。

*3 入院開始日の前日または手術もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内
*4 <ケガの特約>を付加した場合
※<子ども特定感染症保障特約>は1年ごと、<総合先進医療特約>は

介護安心 プラン

将来の介護や
骨折などのケガ*4の
リスクに備えたい方



●保険期間:終身(<ケガの特約>は1年、<総合先進医療特約>は10年)

介護認知症・障害一時金特約	介護認知症・障害一時金	1回限り 50万円
ケガの特約	特定損傷給付金	1回につき 5万円 通算10回まで保障
	災害通院給付金	1日につき 3,000円 同一の事故による通院について30日まで保障
総合先進医療特約	先進医療給付金	先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額 通算2,000万円まで保障 入院を伴わない通院も保障

■<介護・認知症・障害一時金特約>は、以下のいずれかに該当するときに保障します。

- 公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき
- 認知症による要介護状態が90日以上継続したと診断確定されたとき
- 身体障害者福祉法に定める1級から6級手帳を交付されたとき

※詳しくは、30ページ「支払事由」をご確認ください。
※公的介護保険制度による要介護認定は、歳から満64歳までの方で公的医療保険要介護状態になった原因が16種類の特定第2号被保険者でも要介護状態になった満39歳以下の方は要介護認定を受ける

は、以下のいずれかに

の状態で該当していると認定されたとき継続したと診断確定されたとき
のいずれかの障害に該当し、身体障害者

認ください。
満65歳以上の方(第1号被保険者)と、満40に加入している方(第2号被保険者)のうち特定疾病に限り対象となります。そのため、た原因が16種類の特定疾病以外の方とはできません。

■上記保障内容の月払保険料例(個別取扱)

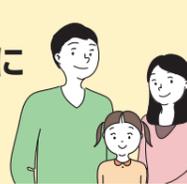
契約日の満年齢	男性			女性		
	介護安心プラン	ご希望により付加できます ケガの特約	ご希望により付加できます 総合先進医療特約	介護安心プラン	ご希望により付加できます ケガの特約	ご希望により付加できます 総合先進医療特約
30歳	570円	530円	99円	645円	480円	99円
40歳	775円	530円	99円	895円	480円	99円
50歳	1,135円	530円	99円	1,355円	480円	99円
60歳	1,825円	530円	99円	2,275円	480円	99円

●保険料払込期間:終身払(<ケガの特約>は1年、<総合先進医療特約>は10年)

10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
※<ケガの特約>は1年ごとに継続します。継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、保険料率によって決まります。

子育て応援 プラン

お子さまの
感染症やケガ*4に
備えたい方



●保険期間:1年

子ども特定感染症保障特約	子ども特定感染症治療給付金	1年に1回 1.5万円 通算10回まで保障
	子ども特定感染症入院一時金	1回の入院につき 10万円 回数無制限で保障

プラス ご希望により付加できます。

ケガの特約	特定損傷給付金	1回につき 5万円 通算10回まで保障
	災害通院給付金	1日につき 3,000円 同一の事故による通院について30日まで保障

■<子ども特定感染症保障特約>の保障の対象となる感染症の代表例

- インフルエンザ(インフルエンザウイルスによるもの)
- 水ぼうそう(水痘)
- はしか(麻疹)
- プール熱(ウイルス性咽頭結膜炎)
- 風しん
- おたふくかぜ(ムンプス)
- 百日咳
- 腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)
- 流行性角結膜炎(アデノウイルスによる角結膜炎)
- 結核 など

※新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ菌感染症、ノロウイルス感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、突発性発疹などは、<子ども特定感染症保障特約>のお支払いの対象ではありません。

■上記保障内容の月払保険料例(個別取扱)

契約日の満年齢	男性		女性	
	子育て応援プラン	ご希望により付加できます ケガの特約	子育て応援プラン	ご希望により付加できます ケガの特約
0歳	882円	530円	909円	480円
10歳	882円	530円	909円	480円
15歳	566円	530円	586円	480円
18歳	233円	530円	248円	480円

●保険料払込期間:1年

※<子ども特定感染症保障特約>は、更新後の保険期間満了の日の翌日に満23歳をこえる場合は更新されません。

上記以外の特約をご希望の場合は、3~16ページ「ほしいとだけプラン」を選択ください。



日々の健康づくりや治 介護や老後の心配事に その時々で必要なサー

無料 や **優待価格** でご利用いただ

療時の悩み、 対し、 ビスをご提供します！ けます。

「ダックの頼れるサービス」について、
動画でもご確認いただけます。
スマートフォンで
右のコードを読み取って
簡単アクセス

サービス例



日々の健康づくり

- 優待** **スポーツクラブ優待利用サービス**
- 無料** **オンラインフィットネス優待利用サービス**
- 優待** **献立・栄養管理支援サービス**
- 無料** **メンタルヘルス電話相談／面談サービス**
- 優待** **人間ドック・PET検診予約サービス**

治療への備え



- 無料** **オンライン診療サービス**
- 無料** **セカンドオピニオンサービス／
治療を目的とした専門医紹介サービス**
- 無料** **電話相談サービス**
- 無料** **医療機関・病児保育検索サービス**

介護や 老後の生活への 備え



- 無料** **くらしと介護サポート**
- 優待** **入院身元保証／入居身元保証**
- 優待** **エンディングサポート(死後事務サービス)**

* 無料で利用できる条件や範囲は、サービスによって異なります。
 ●ダックの頼れるサービスはアフラックの医療保険のお客さまに向けて、アフラックが紹介する提携企業のサービスの総称です。
 ●ダックの頼れるサービスの内容は、2026年2月24日現在のものであり、将来変更される場合があります。
 ●ご契約者さまが法人の場合、一部のサービスはご利用いただけません。
 ●サービス提供エリアは各サービス提供会社によって異なります。一部対応エリアが限られる場合があります。

例えば、こんな困ったときに…



夜間に急な発熱があったが、
近くの病院で
診てもらえなくて困る…

小さな子どもを連れて
病院に行けない…
待ち時間も気になる

病院が遠方で
交通手段がない

オンライン診療サービス

365日
診察可能

365日、自宅にいながらいつでも診察が受けられる診療サービスです。薬は近くの薬局か宅配で受け取りをすることができ、診断書・登園許可証・登校許可証の発行も可能です(内科・小児科に対応)。

<利用対象>

ご契約者

申込み・登録完了後15分以内に診察開始(最短5分で診察開始)
システム利用料無料

※年末年始やゴールデンウィークなど、繁忙期は15分をこえる場合があります。
※診療やお薬の受け取り、書類の発行などにかかる費用はお客さま負担



例えば、こんな困ったときに…



治療の選択について
説明を受けたが決められない

他の先生にも
意見を聞いてみたい

できるだけ情報を
集めて判断したい

セカンドオピニオンサービス／治療を目的とした専門医紹介サービス

お客さま満足度
97.2%
利用者アンケート
より集計

専門医同士の相互評価にもとづいて選ばれた約7,100名(2024年6月現在)の優秀な専門医の中から、利用者に最適と思われる名医・専門医を選んでご紹介。受診までサポートします。

<利用対象>

被保険者

セカンドオピニオンサービス
医師の紹介およびセカンドオピニオン受診費用無料

治療を目的とした専門医紹介サービス
医師の紹介にかかる費用無料

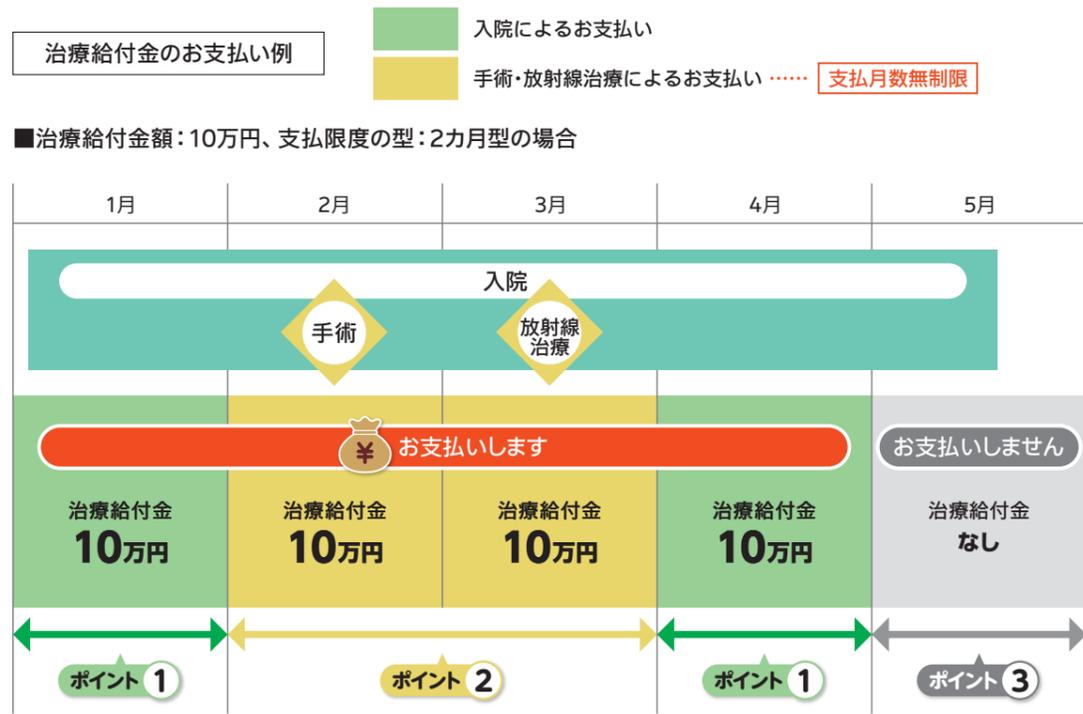


●ダックの頼れるサービスは、無料で利用できるサービスもありますが、アフラックの医療保険に複数ご加入いただいても、無料で提供回数は変わりません。
 ●ダックの頼れるサービスは、各サービス提供会社とお客さまとの間の利用規約やその他契約にもとづいて提供されます。無料で利用できるサービスを除き、各サービスの利用料金はお客さまのご負担となります。
 ●各サービスの詳細はアフラックオフィシャルホームページ(https://www.aflac.co.jp/keiyaku/tayoreruservice.html)をご確認ください。

! お申し込みの前にご確認ください。
(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

Q1 同じ月に「入院」と「手術」「放射線治療」を行った場合、
＜治療給付金特約＞の治療給付金の支払いはどうなりますか？

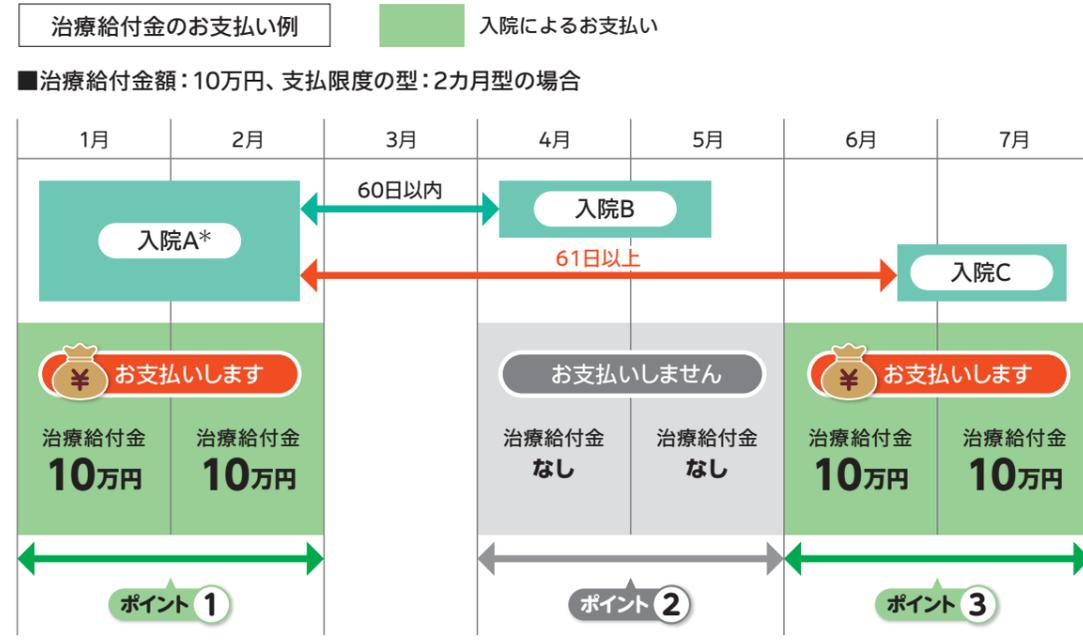
A1 支払事由に該当した月ごとに治療給付金をお支払いします。
ただし、複数の支払事由に該当した場合、重複してお支払いしません。
(お支払い金額は治療給付金額となります。)



- ポイント 1** …入院のみに該当する月は、「治療給付金の支払限度(2カ月)」を限度に治療給付金をお支払いします。
- ポイント 2** …入院と同じ月に手術・放射線治療を受けた場合は、「治療給付金の支払限度(2カ月)」には算入せず、治療給付金をお支払いします。
- ポイント 3** …「治療給付金の支払限度(2カ月)」をこえており、他の支払事由にも該当しないため、治療給付金のお支払いはありません。

Q2 複数回「入院」した場合、
＜治療給付金特約＞の治療給付金の支払いはどうなりますか？

A2 入院が治療給付金の支払限度に達した後、再入院した場合は以下のようにお支払いします。



- * 治療給付金を支払う月数の限度(2カ月)に達した入院
- ポイント 1** …入院Aは、「治療給付金の支払限度(2カ月)」を限度に治療給付金をお支払いします。
 - ポイント 2** …入院Bは、入院Aの退院日の翌日から60日以内に開始しているため、入院Aと入院Bは同一の病気・ケガであるかどうかにかかわらず、「1回の入院」とみなします。入院Aで「治療給付金の支払限度(2カ月)」をこえているため、治療給付金のお支払いはありません。
 - ポイント 3** …入院Cは、入院Aの退院日の翌日から61日以上経過後に開始しているため、「新たな入院」とみなし、治療給付金をお支払いします。

Q3 不妊治療をおこなった場合、支払対象となりますか？

A3 以下の診療行為について、＜治療給付金特約＞＜手術・放射線治療給付金特約＞＜通院特約＞＜女性特定手術特約＞の支払対象となります。

女性が被保険者の場合のみ支払対象	<ul style="list-style-type: none"> ●人工授精 ●採卵術 ●胚移植術
男性が被保険者の場合のみ支払対象	<ul style="list-style-type: none"> ●精巣内精子採取術

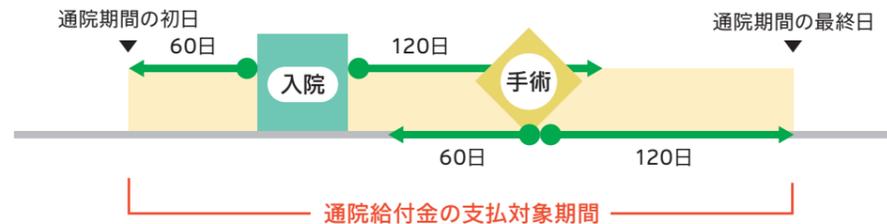
※不妊治療に関わる管理料(体外受精・顕微授精管理料など)については、支払対象外となります。
※不妊治療で先進医療を実施した場合、＜治療給付金特約＞＜手術・放射線治療給付金特約＞＜女性特定手術特約＞の支払対象とはなりません。＜通院特約＞＜総合先進医療特約＞の支払対象となる場合があります。
※2025年12月現在(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります)

商品の特長
ほしとこだけ
充実保障プラン・介護安心
プラン・子育て応援プラン
ご契約後のサービス
Q&A
ご契約時の条件
支払事由
保険料

 **お申し込みの前にご確認ください。**
(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

**Q4 「入院」した後、退院後の通院期間中に「手術」を受けました。
＜通院特約＞の通院給付金の支払対象期間はようになりますか？**

A4 「入院」、「手術」、「放射線治療」を2回以上した場合で、通院期間が重複するときは、重複したすべての通院期間の初日から最終日までの期間を同一の通院期間とし、通院給付金の支払対象期間となります。



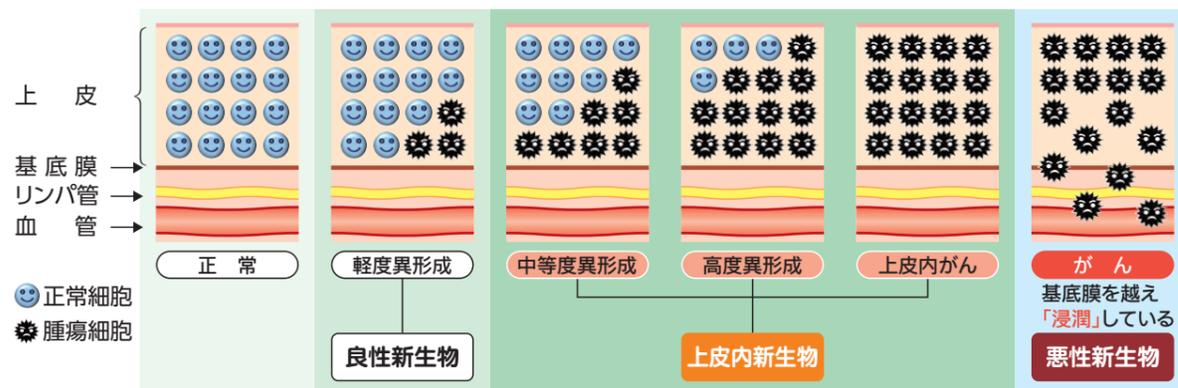
Q5 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いは？

A5 「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を越えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

「がん(悪性新生物)と上皮内新生物の違い」について、動画でもご確認ください。スマートフォンで下のコードを読み取って簡単アクセス



■子宮頸部の場合



アフラックにおける「がん」「上皮内新生物」は、WHO(世界保健機関)が定める「悪性新生物」「上皮内新生物」の規定にもとづきます。WHOが定める「悪性新生物」「上皮内新生物」の規定は定期的に改訂されており、近年は「上皮内新生物」に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

名称に「がん」という文字がない疾患であっても、がん保障の支払対象となることもあります。詳細はアフラックホームページをご確認ください。
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyuu/>

Q6 税法上の取り扱いについて教えてください。

A6 保険料・保険金・給付金などの税金については、以下をご確認ください。

■保険料について

納税の方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。各特約の対象となる生命保険料控除は以下のとおりです。

＜治療給付金特約＞の保険料

- ・「健康祝金特則」を付加した場合:「一般生命保険料控除」の対象
- ・「健康祝金特則」を付加しない場合:「介護医療保険料控除」の対象

＜終身特約＞の保険料

「一般生命保険料控除」の対象

＜ケガの特約＞の保険料

対象外

＜上記以外の特約＞の保険料

「介護医療保険料控除」の対象

■各保険金・各給付金・各一時金について

保険金・給付金など	税金の種類	
死亡保険金	ご契約形態により、税の種類が異なります。	
	契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	相続税*
	契約者(保険料負担者)と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	所得税(一時所得)
	契約者(保険料負担者)、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税
各給付金 各一時金 高度障害保険金 リビング・ニーズ保険金	受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。なお、＜治療給付金特約＞を選択し、「健康祝金特則」を付加した場合、健康祝金の受取人は契約者となり、所得税(一時所得)の対象となります。	

※法人契約の場合は異なります。
※2025年12月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

商品の特長
ほしいとこだけ
プラン
充実保障プラン・介護安心プラン・子育て応援プラン
ご契約後のサービス
ご契約時の条件
支払事由
保険料



お申し込みの前にご確認ください。
(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

アフラック所定の条件により、単独加入できない特約や組み合わせがあります。

以下の対象特約については、同時にお申し込みができない特約があります。

対象特約	同時にお申し込みできない特約
治療給付金特約	<ul style="list-style-type: none"> 手術・放射線治療給付金特約 入院特約(「初期入院10日給付特則」付) 入院一時金特約
手術・放射線治療給付金特約	<ul style="list-style-type: none"> 治療給付金特約
入院特約(「初期入院10日給付特則」付)	<ul style="list-style-type: none"> 治療給付金特約 入院一時金特約
入院一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> 治療給付金特約 入院特約(「初期入院10日給付特則」付)

以下の条件でのお申し込みはできません。

- <保険料払込免除特約>のみ
- <ケガの特約>と<保険料払込免除特約>のみ
- <終身特約>のみ
- <終身特約>と<保険料払込免除特約>のみ

※アフラックの「医療保険」をご契約されていない場合*1、上記に加えて、
<手術・放射線治療給付金特約>*2<ケガの特約><総合先進医療特約>については
単独でのお申し込みや、それぞれを組み合わせでのお申し込みはできません。
あわせて以下のいずれかの特約のお申し込みが必要となります。

● 治療給付金特約	● 三大疾病入院特約	● 子ども特定感染症保障特約
● 入院特約	● 三大疾病通院特約	● 女性疾病入院特約
● 入院一時金特約	● 三大疾病一時金特約	● 女性特定手術特約
● 通院特約	● 介護・認知症・障害一時金特約	● 終身特約

*1 お申し込みいただくご契約と同一契約者・同一被保険者である医療保険のご契約がない場合のことをいいます。
*2 <手術・放射線治療給付金特約>については、<治療給付金特約>と同時にお申し込みいただくことはできません。

Q7 保険料の前納とは何ですか?

A7

「前納」とは、契約時にまとめて保険料をお払い込みいただくお取り扱いです。
前納保険料にはアフラック所定の前納割引率が適用されるため、年払保険料の払込総額に比べ、
保険料負担が小さくなります。前納保険料は、払い込んだ時点で全額を保険料として充当するの
ではなく、毎年の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当し、残りの部分は未経過
保険料として各々の充当すべき期日までアフラックがお預かりします。

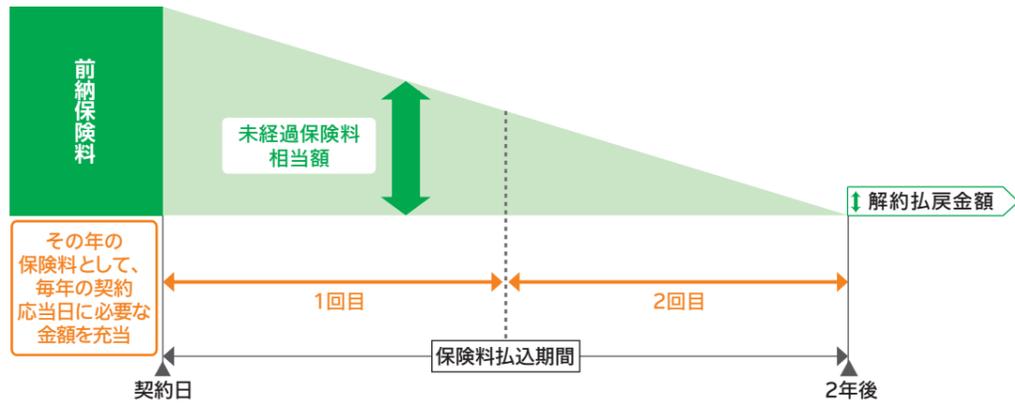
※更新のある特約と保険期間が終身の特約を同時にお申し込みいただく場合、
保険期間が終身の特約の保険料払込期間満了後も更新のある特約の保険料
のお払い込みが必要となります。
※前納の取り扱いについては特約ごとに異なります。
<子ども特定感染症保障特約><ケガの特約>をお申し込みいただく場合、
前納の取扱いはありません。

<治療給付金特約>の場合

<治療給付金特約>を保険料払込期間中に解約された場合、解約払戻金はありません。
ただし、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に
対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。
保険料払込期間とその期間中の保険料のお払い込みがともに完了した後に解約された場合は、解約
払戻金をお支払いします。

※解約払戻金のお取扱いは特約ごとに異なります。

【イメージ図】 保険料払込期間2年払済の場合



<契約者に万一のことがあった場合について>

契約者と被保険者が同一の場合：

保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、未経過保険料などがある場合はお返しします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払い込みがともに完了した後に死亡した場合は、解約払戻金と同額の払戻金をお支払いします。このとき、払戻金や未経過保険料などは、相続財産として相続税の評価額の対象となります(払戻金や未経過保険料などはみなし相続財産に該当しないため、非課税の適用はありません)。

払戻金のお取扱いは特約ごとに異なります。

契約者と被保険者が別人の場合：

契約者としての権利を相続(被保険者に名義変更)することで、被保険者の保障は一生継続します。保険料払込期間中に契約者が死亡した場合は未経過保険料相当額などが、保険料払込期間満了後に契約者が死亡した場合は解約払戻金相当額が相続財産としての評価額の対象となります。

※2025年12月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。
実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。



給付金などのお支払いについて、詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。「契約の限度」については、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

治療給付金特約〔2025〕		
給付金など	支払事由	支払限度
治療給付金	病気またはケガによって、つぎの①から③のいずれかに該当したとき ①入院をしたとき ②つぎの(ア)または(イ)のいずれかの手術を受けたとき (ア)所定の手術を受けたとき (イ)責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、骨髄幹細胞の採取術を受けたとき ③所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	支払事由に該当する月につき1回 <入院のみに該当した場合*1> •2カ月型の場合は、1回の入院*2 について2カ月 •4カ月型の場合は、1回の入院*2 について4カ月 •12カ月型の場合は、1回の入院*2 について12カ月 •通算60カ月 <手術または放射線治療に 該当した場合> 支払月数無制限
「健康祝金特則」 を付加した場合 健康祝金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日*3の前日が終了したときに被保険者が 生存しているとき ②健康祝金支払判定期間*4において治療給付金が支払われなかったとき	被保険者の年齢が90歳となる 年単位の契約応当日まで
「三大疾病 支払月数無制限 延長特則」を 付加した場合 三大疾病 無制限延長 治療給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院 ②つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する入院 (ア)治療給付金の1回の入院についての支払限度月数をこえる入院 (イ)治療給付金の通算支払限度月数をこえる入院	•支払事由に該当する月につき1回 •支払月数無制限

- *1 入院をした月に「手術または放射線治療」を受けた場合は、入院のみに該当した月の支払限度に算入しません。ただし、外来手術給付割合が50%の場合で、入院をした月に「外来による②(ア)の手術」を受けたときは、入院のみに該当した月の支払限度に算入します。
- *2 治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、治療給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から60日以内に開始した入院は「1回の入院」とみなします(同一の病気またはケガであるか否かを問いません)。ただし、つぎの入院をしたときは、「1回の入院」には含めません。
•外来手術給付割合100%の場合:入院をしている月(入院期間が2カ月以上にまたがる場合はすべての月)に、手術、骨髄幹細胞の採取術または放射線治療を受けたとき
•外来手術給付割合50%の場合:入院をしている月(入院期間が2カ月以上にまたがる場合はすべての月)に、入院を伴う手術、骨髄幹細胞の採取術または放射線治療を受けたとき
- *3 契約日の属する月の初日から起算した3年ごとの年単位の応当日のことをいいます。
- *4 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。

手術・放射線治療給付金特約〔2025〕		
給付金	支払事由	支払限度
手術・放射線治療給付金	病気またはケガによって、つぎの①または②のいずれかに該当したとき ①つぎの(ア)または(イ)のいずれかの手術を受けたとき (ア)所定の手術を受けたとき (イ)責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、骨髄幹細胞の採取術を受けたとき ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	•支払事由に該当する月につき1回 •支払月数無制限

入院特約〔2025〕		
給付金	支払事由	支払限度
疾病入院給付金	病気によって入院をしたとき 「初期入院10日給付特則」を付加した場合も、支払事由と支払限度は上記と同様です。	•1回の入院*5について 60日型は60日、120日型は120日 •通算1,095日
災害入院給付金	不慮の事故によるケガによって入院をしたとき 「初期入院10日給付特則」を付加した場合も、支払事由と支払限度は上記と同様です。	•1回の入院*5について 60日型は60日、120日型は120日 •通算1,095日
「三大疾病 支払日数無制限 延長特則」を 付加した場合 三大疾病 無制限延長 入院給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院 ②つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する入院 (ア)疾病入院給付金または災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院 (イ)疾病入院給付金または災害入院給付金の通算支払限度日数をこえる入院	支払日数無制限

*5 疾病・災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、疾病・災害入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から60日以内に開始した入院は「1回の入院」とみなします(同一の病気またはケガであるか否かを問いません)。

入院一時金特約〔2025〕		
給付金など	支払事由	支払限度
入院一時金	病気またはケガの治療を目的として入院をしたとき	•1回の入院*6について1回 •通算60回

*6 入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、入院一時金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から60日以内に開始した入院は「1回の入院」とみなします(同一の病気またはケガであるか否かを問いません)。

通院特約〔2025〕		
給付金	支払事由	支払限度
通院給付金	入院・手術*7・放射線治療の原因となった病気またはケガの治療を目的として、通院期間*8中に通院をしたとき	•通院期間中の通院について30日 •通算1,095日

- *7 骨髄幹細胞の採取術を除きます。
- *8 「通院期間」とは、つぎの①および②をあわせた期間をいいます。
①入院開始日の前日または手術(骨髄幹細胞の採取術を除く)もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内の期間
②退院日の翌日または手術(骨髄幹細胞の採取術を除く)もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間
(通院期間が重複する場合は、23ページ「Q&A」を参照してください。)

三大疾病入院特約〔2025〕		
給付金	支払事由	支払限度
三大疾病入院給付金	がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患の治療を目的として入院をしたとき	支払日数無制限

三大疾病通院特約〔2025〕		
給付金	支払事由	支払限度
三大疾病通院給付金	入院・手術・放射線治療の原因となったがん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患の治療を目的として、通院期間*9中に通院をしたとき	•通院期間中の通院について120日 •通算1,095日

- *9 「通院期間」とは、つぎの①および②をあわせた期間をいいます。
①三大疾病による入院開始日の前日または手術もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内の期間
②三大疾病による入院の退院日の翌日または手術もしくは放射線治療を受けた日の翌日から5年以内の期間

*三大疾病による入院・手術・放射線治療を2回以上した場合は、通院期間が重複するときには、重複したすべての通院期間の初日から最終日までの期間を同一の通院期間とします。



給付金などのお支払いについて、詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。「契約の限度」については、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

三大疾病一時金特約〔2025〕		
給付金など	支払事由	支払限度
三大疾病一時金	<p>「がん」の場合</p> <p>①第1回:初めてがんと診断確定されたとき</p> <p>②第2回以降:前回のがんによる三大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(ア)(イ)のすべてに該当したとき</p> <p>(ア)がんと診断確定されていること*1</p> <p>(イ)がんの治療を目的とする入院をしていること</p> <p>「上皮内新生物」の場合</p> <p>①第1回:初めて上皮内新生物と診断確定されたとき</p> <p>②第2回以降:前回の上皮内新生物による三大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(ア)(イ)のすべてに該当したとき</p> <p>(ア)上皮内新生物と診断確定されていること*2</p> <p>(イ)上皮内新生物の治療を目的とする入院をしていること</p> <p>「心疾患」の場合</p> <p>①第1回:つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア)急性心筋梗塞の治療を目的として、手術または入院をしたとき</p> <p>(イ)心疾患(急性心筋梗塞を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院をしたとき</p> <p>②第2回以降:前回の心疾患による三大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア)急性心筋梗塞の治療を目的として、手術または入院をしたとき</p> <p>(イ)心疾患(急性心筋梗塞を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院をしたとき</p> <p>「脳血管疾患」の場合</p> <p>①第1回:つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア)脳卒中の治療を目的として、手術または入院をしたとき</p> <p>(イ)脳血管疾患(脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院をしたとき</p> <p>②第2回以降:前回の脳血管疾患による三大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア)脳卒中の治療を目的として、手術または入院をしたとき</p> <p>(イ)脳血管疾患(脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院をしたとき</p>	<p>・がん・上皮内新生物・心疾患・脳血管疾患それぞれ1年に1回</p> <p>・支払回数無制限</p>
	「がん・上皮内新生物不担保特則」を付加した場合	上記支払事由のうち、がん・上皮内新生物の保障はありません。心疾患・脳血管疾患のみ保障の対象となります。

*1 支払事由に該当する日において、がんの存在が確認されていることを要します。

*2 支払事由に該当する日において、上皮内新生物の存在が確認されていることを要します。

介護・認知症・障害一時金特約〔2025〕*3		
給付金など	支払事由	支払限度
介護・認知症・障害一時金	<p>つぎの①から③のいずれかに該当したとき</p> <p>① 公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態*4に該当していると認定されたとき</p> <p>②認知症による要介護状態*5が90日以上継続したと診断確定されたとき</p> <p>③身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級から6級までのいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき</p>	1回

*3 本特約の支払事由は、＜保険料払込免除特約＞の「介護・認知症・障害保障特則」の免除事由と同一となります。

支払事由に該当した場合には、本特約は一時金のお支払い後に消滅するため、＜保険料払込免除特約＞の「介護・認知症・障害保障特則」は本特約には適用されません。

*4 「公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態」とは

・要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

・公的介護保険制度による要介護認定は、満65歳以上の方(第1号被保険者)、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方(第2号被保険者)が対象となります。そのため、**満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。**また、第2号被保険者の要介護認定は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合にに限られます。

*5 「認知症による要介護状態」とは

器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)すべてに該当する所定の認知症をいいます。

(1)脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること

(2)正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害がある状態」とは、つぎの(1)(2)(3)のいずれかに該当することをいいます。

(1)常時、時間の見当識障害があること

・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと

(2)場所の見当識障害があること

・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと

(3)人物の見当識障害があること

・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

公的介護保険制度とは

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。

子ども特定感染症保障特約〔2025〕		
給付金など	支払事由	支払限度
子ども特定感染症治療給付金	<p>①第1回</p> <p>子ども特定感染症の治療を目的とする通院または入院をしたとき</p> <p>②第2回以降</p> <p>前回の子ども特定感染症治療給付金の支払事由に該当した月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、子ども特定感染症の治療を目的とする通院または入院をしたとき</p>	更新後の保険期間を含め、通算10回
子ども特定感染症入院一時金	子ども特定感染症の治療を目的とする入院をしたとき	<p>・1回の入院*6について1回</p> <p>・更新後の保険期間を含め、支払回数無制限</p>

*6 子ども特定感染症入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、子ども特定感染症入院一時金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から60日以内に、同一かまたは医学上重要な関係にある入院をした場合に「1回の入院」とみなします。

女性疾病入院特約〔2025〕		
給付金	支払事由	支払限度
女性疾病入院給付金	女性特定疾病によって入院をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> •1回の入院*1について60日型は60日、120日型は120日 •通算1,095日

*1 女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、女性疾病入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から60日以内に、同一かまたは医学上重要な関係にある入院をした場合に「1回の入院」とみなします。

女性特定手術特約〔2025〕		
給付金	支払事由	支払限度
女性手術給付金	病気またはケガによりつぎの①または②のいずれかの手術を受けたとき ①乳房にかかわる手術 ②子宮または子宮附属器(卵巣・卵管)にかかわる手術	更新後の保険期間を含め、 ①または②のいずれか1回
女性特定手術給付金*2	病気またはケガによりつぎの①から③のいずれかの手術を受けたとき ①乳房観血切除術 ②子宮全摘出術 ③卵巣全摘出術	更新後の保険期間を含め、 ①乳房観血切除術：1乳房につき1回ずつ ②子宮全摘出術：1回 ③卵巣全摘出術：1卵巣につき1回ずつ
乳房再建給付金*3	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき	更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ

*2 両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合、**重複してお支払いしません。**
*3 両側の乳房再建術を同時に受けた場合、**重複してお支払いしません。**

傷害特約〔組立型総合医療保険〕(ケガの特約)		
給付金	支払事由	支払限度
特定損傷給付金	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> •同一の事故によるお支払いは1回のみ •継続後の保険期間を含め、通算10回
災害通院給付金	不慮の事故によるケガによって事故の日から180日以内に通院をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> •同一の事故による通院について30日 •継続後の保険期間を含め、通算180日

総合先進医療特約〔2025〕		
給付金	支払事由	支払限度
先進医療給付金	病気またはケガによって「先進医療」による療養を受けたとき	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円



給付金などのお支払いについて、詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。「契約の限度」については、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

アフラックの先進医療の特約および先進医療・患者申出療養の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。

保険料払込免除特約〔2025〕	
保障内容	免除事由
保険料払込免除	つぎの①から③のいずれかの免除事由に該当した場合は、その後の特約の保険料のお払い込みを免除します。 ①初めてがんまたは上皮内新生物と診断確定されたとき ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院をしたとき ③心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院をしたとき
「介護・認知症・障害保障特約」を付加した場合	上記①から③に加えてつぎの④から⑥のいずれかの免除事由*4に該当した場合も、その後の特約の保険料のお払い込みを免除します。 ④ 公的介護保険制度 にもとづく要介護1以上の状態*5に該当していると認定されたとき ⑤認知症による要介護状態*6が90日以上継続したと診断確定されたとき ⑥身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級から6級までのいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき

*4 <介護・認知症・障害一時金特約>の支払事由と同一となります。免除事由に該当した場合には、<介護・認知症・障害一時金特約>は消滅するため、本特約は<介護・認知症・障害一時金特約>には適用されません。

*5 「公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態」とは

- 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。
- 公的介護保険制度による要介護認定は、満65歳以上の方(第1号被保険者)、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方(第2号被保険者)が対象となります。そのため、**満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。**また、第2号被保険者の要介護認定は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合にに限られます。

*6 「認知症による要介護状態」とは
 器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。
 「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)すべてに該当する所定の認知症をいいます。
 (1)脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
 (2)正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
 「見当識障害がある状態」とは、つぎの(1)(2)(3)のいずれかに該当することをいいます。
 (1)常時、時間の見当識障害があること

- 季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと

 (2)場所の見当識障害があること

- 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと

 (3)人物の見当識障害があること

- 日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

公的介護保険制度 とは
 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。



<ケガの特約>については保険料のお払い込みが免除されないため、引き続き保険料のお払い込みが必要です。

終身特約〔低解約払戻金2025〕		
保険金	支払事由	支払限度
特約死亡保険金	死亡したとき	いずれか1回
特約高度障害保険金	病気またはケガを原因として所定の高度障害状態になったとき	

リビング・ニース特約		
保険金	支払事由	支払限度
リビング・ニース保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき	1回

ほしいとこだけプラン

●<治療給付金特約>	支払限度の型:2カ月型 外来手術給付割合:100% 「健康祝金特則」なし 「三大疾病支払月数無制限延長特則」なし	●<三大疾病入院特約>	三大疾病入院給付金日額:5,000円
●<手術・放射線治療給付金特約>	特約給付金額:10万円 外来手術給付割合:100%	●<三大疾病通院特約>	三大疾病通院給付金日額:5,000円
●<入院特約>	入院給付金日額:5,000円 支払限度の型:60日型 「初期入院10日給付特則」あり 「三大疾病支払日数無制限延長特則」なし	●<三大疾病一時金特約>	特約給付金額:50万円 上皮内新生物給付割合:100% 「がん・上皮内新生物不担保特則」なし
●<入院一時金特約>	特約給付金額:5万円	●<介護・認知症・障害一時金特約>	特約給付金額:50万円
●<通院特約>	通院給付金日額:5,000円	●<子ども特定感染症保障特約>	子ども特定感染症治療給付金額:1.5万円 子ども特定感染症入院一時金額:10万円
		●<ケガの特約>	特定損傷給付金額:5万円 災害通院給付金日額:3,000円
		●<総合先進医療特約>	先進医療給付金
		●<終身特約>	特約保険金額:50万円

保険料払込期間:終身払 <子ども特定感染症保障特約><ケガの特約>は1年、<総合先進医療特約>は10年

- 契約日が2026年2月24日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。
- ご希望の特約の保険料を足して、合計保険料をご確認ください。
- <子ども特定感染症保障特約>は1年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- <ケガの特約>は1年ごとに継続します。継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、保険料率によって決まります。
- <総合先進医療特約>は10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- <介護・認知症・障害一時金特約>の契約可能年齢は、満18歳～満79歳です。
- <子ども特定感染症保障特約>の契約可能年齢は、0歳～満18歳です。
- <終身特約>の契約可能年齢は、満3歳～満85歳です。
- 記載以外の契約年齢、保険料払込期間、保険料払込方法などの保険料については、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

 アフラック所定の条件により、単独加入できない特約や組み合わせがあります。詳しくは26ページをご確認ください。

保険料払込免除特約 **あり** (「介護・認知症・障害保障特則」なし)

契約日の満年齢	治療給付金特約		手術・放射線治療給付金特約	入院特約	入院一時金特約	通院特約	三大疾病入院特約	三大疾病通院特約	三大疾病一時金特約	介護・認知症・障害一時金特約	子ども特定感染症保障特約	ケガの特約	総合先進医療特約	終身特約
	治療給付金額10万円	治療給付金額5万円												
0歳	1,490円	745円	840円	775円	490円	335円	485円	235円	885円	—	886円	530円	102円	—
10	1,750	875	1,000	925	565	385	580	295	1,140	—	886	530	102	411円
20	2,090	1,045	1,230	1,150	685	460	730	385	1,520	510円	—	530	102	523
30	2,630	1,315	1,620	1,505	880	580	970	535	2,135	690	—	530	104	691
40	3,780	1,890	2,200	2,105	1,215	790	1,380	775	3,165	995	—	530	109	968
50	5,530	2,765	3,110	3,120	1,765	1,110	2,075	1,160	4,905	1,570	—	530	120	1,443
60	7,900	3,950	4,350	4,795	2,615	1,570	3,255	1,735	7,715	2,725	—	530	138	2,293
70	11,130	5,565	5,440	7,140	3,645	2,005	4,880	2,190	11,070	5,075	—	1,250	148	3,781
80	14,120	7,060	5,640	10,160	4,585	2,075	6,805	2,205	13,710	—	—	3,320	148	6,587
85	16,120	8,060	5,700	12,470	5,235	2,105	8,235	2,205	15,335	—	—	3,320	148	9,085

保険料払込免除特約 **なし**

契約日の満年齢	治療給付金特約		手術・放射線治療給付金特約	入院特約	入院一時金特約	通院特約	三大疾病入院特約	三大疾病通院特約	三大疾病一時金特約	介護・認知症・障害一時金特約	子ども特定感染症保障特約	ケガの特約	総合先進医療特約	終身特約
	治療給付金額10万円	治療給付金額5万円												
0歳	1,370円	685円	770円	710円	450円	305円	440円	210円	815円	—	882円	530円	99円	—
10	1,580	790	900	825	510	345	510	260	1,020	—	882	530	99	386円
20	1,810	905	1,070	995	590	400	620	330	1,320	450円	—	530	99	478
30	2,180	1,090	1,330	1,235	730	485	785	435	1,770	570	—	530	99	607
40	2,930	1,465	1,690	1,615	930	605	1,040	585	2,450	775	—	530	99	802
50	3,910	1,955	2,190	2,195	1,240	785	1,440	815	3,480	1,135	—	530	99	1,109
60	5,120	2,560	2,810	3,100	1,685	1,015	2,075	1,110	5,015	1,825	—	530	99	1,635
70	7,030	3,515	3,410	4,505	2,290	1,260	3,050	1,365	7,010	3,400	—	1,250	99	2,663
80	9,670	4,835	3,810	6,975	3,125	1,415	4,645	1,395	9,400	—	—	3,320	99	5,130
85	11,610	5,805	4,080	8,995	3,760	1,500	5,915	1,395	11,040	—	—	3,320	99	7,502

ほしいとこだけプラン

●<治療給付金特約>	支払限度の型:2カ月型 外来手術給付割合:100% 「健康祝金特則」なし 「三大疾病支払月数無制限延長特則」なし	●<三大疾病一時金特約>	特約給付金額:50万円 上皮内新生物給付割合:100% 「がん・上皮内新生物不担保特則」なし
●<手術・放射線治療給付金特約>	特約給付金額:10万円 外来手術給付割合:100%	●<介護・認知症・障害一時金特約>	特約給付金額:50万円
●<入院特約>	入院給付金日額:5,000円 支払限度の型:60日型 「初期入院10日給付特則」あり 「三大疾病支払日数無制限延長特則」なし	●<子ども特定感染症保障特約>	子ども特定感染症治療給付金額:1.5万円 子ども特定感染症入院一時金額:10万円
●<入院一時金特約>	特約給付金額:5万円	●<女性疾病入院特約>	女性疾病入院給付金日額:5,000円 支払限度の型:60日型
●<通院特約>	通院給付金日額:5,000円	●<女性特定手術特約>	女性手術給付金額:5万円 女性特定手術給付金額:20万円 乳房再建給付金額:50万円
●<三大疾病入院特約>	三大疾病入院給付金日額:5,000円	●<ケガの特約>	特定損傷給付金額:5万円 災害通院給付金日額:3,000円
●<三大疾病通院特約>	三大疾病通院給付金日額:5,000円	●<総合先進医療特約>	先進医療給付金
		●<終身特約>	特約保険金額:50万円

保険料払込期間:終身払 <子ども特定感染症保障特約><ケガの特約>は1年、<総合先進医療特約><女性特定手術特約>は10年

- 契約日が2026年2月24日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。
- ご希望の特約の保険料を足して、合計保険料をご確認ください。
- <子ども特定感染症保障特約>は1年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- <ケガの特約>は1年ごとに継続します。継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、保険料率によって決まります。
- <総合先進医療特約><女性特定手術特約>は10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- <介護・認知症・障害一時金特約>の契約可能年齢は、満18歳～満79歳です。
- <子ども特定感染症保障特約>の契約可能年齢は、0歳～満18歳です。
- <女性特定手術特約>の契約可能年齢は、満15歳～満70歳です。
- <終身特約>の契約可能年齢は、満3歳～満85歳です。
- 記載以外の契約年齢、保険料払込期間、保険料払込方法などの保険料については、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

 アフラック所定の条件により、単独加入できない特約や組み合わせがあります。詳しくは26ページをご確認ください。

保険料払込免除特約 **あり** (「介護・認知症・障害保障特則」なし)

契約日の満年齢	治療給付金特約		手術放射線治療給付金特約	入院特約	入院一時金特約	通院特約	三大疾病入院特約	三大疾病通院特約	三大疾病一時金特約	介護認知症・障害一時金特約	子ども特定感染症保障特約	女性疾病入院特約	女性特定手術特約	ケガの特約	総合先進医療特約	終身特約
	治療給付金額10万円	治療給付金額5万円														
0歳	1,830円	915円	1,130円	835円	515円	430円	440円	225円	800円	—	912円	190円	—	480円	102円	—
10	2,160	1,080	1,440	1,030	625	530	520	285	1,010	—	912	250	—	480	102	372円
20	2,660	1,330	1,890	1,315	790	685	645	370	1,335	590円	—	335	260円	480	104	471
30	3,370	1,685	2,430	1,635	950	875	830	495	1,800	810	—	400	611	480	110	615
40	3,780	1,890	2,490	2,000	1,085	910	1,080	665	2,365	1,145	—	405	754	480	116	819
50	4,710	2,355	2,540	2,650	1,365	960	1,420	835	3,050	1,715	—	495	490	480	119	1,116
60	6,130	3,065	3,080	3,680	1,800	1,165	1,930	1,020	4,045	2,860	—	655	398	480	124	1,603
70	8,110	4,055	3,630	5,365	2,435	1,375	2,745	1,175	5,500	5,665	—	900	341	1,210	129	2,501
80	10,770	5,385	3,810	8,120	3,305	1,480	4,095	1,205	7,640	—	—	1,275	—	3,250	129	4,389
85	12,800	6,400	3,910	10,130	3,915	1,510	5,135	1,205	9,255	—	—	1,560	—	3,250	129	6,172

保険料払込免除特約 **なし**

契約日の満年齢	治療給付金特約		手術放射線治療給付金特約	入院特約	入院一時金特約	通院特約	三大疾病入院特約	三大疾病通院特約	三大疾病一時金特約	介護認知症・障害一時金特約	子ども特定感染症保障特約	女性疾病入院特約	女性特定手術特約	ケガの特約	総合先進医療特約	終身特約
	治療給付金額10万円	治療給付金額5万円														
0歳	1,650円	825円	1,020円	750円	470円	390円	385円	195円	710円	—	909円	170円	—	480円	99円	—
10	1,890	945	1,260	895	545	470	440	240	875	—	909	215	—	480	99	343円
20	2,250	1,125	1,600	1,095	660	575	520	300	1,110	495円	—	285	241円	480	99	419
30	2,710	1,355	1,960	1,300	760	710	635	390	1,425	645	—	320	558	480	99	526
40	2,920	1,460	1,980	1,530	830	720	805	500	1,810	895	—	320	682	480	99	679
50	3,570	1,785	1,980	2,000	1,025	730	1,040	620	2,300	1,355	—	375	427	480	99	910
60	4,560	2,280	2,290	2,740	1,330	865	1,405	745	3,000	2,275	—	490	340	480	99	1,286
70	6,020	3,010	2,680	3,980	1,800	1,015	2,005	850	4,075	4,590	—	670	307	1,210	99	2,000
80	8,230	4,115	2,890	6,220	2,515	1,130	3,105	895	5,825	—	—	980	—	3,250	99	3,628
85	10,030	5,015	3,040	7,955	3,060	1,175	4,005	905	7,240	—	—	1,230	—	3,250	99	5,244

保険料

男性

女性

月払保険料(個別取扱)

充実保障プラン

- <治療給付金特約>
治療給付金額:10万円
支払限度の型:2カ月型
外来手術給付割合:50%
「三大疾病支払月数無制限延長特約」付
- <通院特約>
通院給付金日額:5,000円
- <三大疾病通院特約>
三大疾病通院給付金日額:5,000円
- ✚ご希望により付加できます
- <ケガの特約>
特定損傷給付金額:5万円
災害通院給付金日額:3,000円
- <総合先進医療特約>
先進医療給付金

介護安心プラン

- <介護・認知症・障害一時金特約>
特約給付金額:50万円
- ✚ご希望により付加できます
- <ケガの特約>
特定損傷給付金額:5万円
災害通院給付金日額:3,000円
- <総合先進医療特約>
先進医療給付金

子育て応援プラン

- <子ども特定感染症保障特約>
子ども特定感染症治療給付金額:1.5万円
子ども特定感染症入院一時金額:10万円
- ✚ご希望により付加できます
- <ケガの特約>
特定損傷給付金額:5万円
災害通院給付金日額:3,000円

保険料払込期間:終身払 <子ども特定感染症保障特約><ケガの特約>は1年、<総合先進医療特約>は10年

- 契約日が2026年2月24日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。
- <子ども特定感染症保障特約>は1年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- <ケガの特約>は1年ごとに継続します。継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、保険料率によって決まります。

- <総合先進医療特約>は10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- <介護・認知症・障害一時金特約>の契約可能年齢は、満18歳～満79歳です。
- <子ども特定感染症保障特約>の契約可能年齢は、0歳～満18歳です。
- 記載以外の契約年齢、保険料払込期間、保険料払込方法などの保険料については、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

男性

契約日の満年齢	充実保障プラン	ご希望により付加できます*	
		✚ ケガの特約	✚ 総合先進医療特約
0歳	1,895円	530円	99円
10	2,195	530	99
20	2,550	530	99
30	3,130	530	99
40	4,180	530	99
50	5,700	530	99
60	7,665	530	99
70	10,495	1,250	99
80	14,040	3,320	99
85	16,615	3,320	99

契約日の満年齢	介護安心プラン	ご希望により付加できます*	
		✚ ケガの特約	✚ 総合先進医療特約
0歳	—	—	—
10	—	—	—
20	450円	530円	99円
30	570	530	99
40	775	530	99
50	1,135	530	99
60	1,825	530	99
70	3,400	1,250	99
80	—	—	—
85	—	—	—

契約日の満年齢	子育て応援プラン	ご希望により付加できます*
		✚ ケガの特約
0歳	882円	530円
2	882	530
4	882	530
6	882	530
8	882	530
10	882	530
12	882	530
14	566	530
16	566	530
18	233	530

女性

契約日の満年齢	充実保障プラン	ご希望により付加できます*	
		✚ ケガの特約	✚ 総合先進医療特約
0歳	2,135円	480円	99円
10	2,470	480	99
20	2,945	480	99
30	3,590	480	99
40	4,080	480	99
50	5,020	480	99
60	6,440	480	99
70	8,495	1,210	99
80	11,675	3,250	99
85	14,300	3,250	99

契約日の満年齢	介護安心プラン	ご希望により付加できます*	
		✚ ケガの特約	✚ 総合先進医療特約
0歳	—	—	—
10	—	—	—
20	495円	480円	99円
30	645	480	99
40	895	480	99
50	1,355	480	99
60	2,275	480	99
70	4,590	1,210	99
80	—	—	—
85	—	—	—

契約日の満年齢	子育て応援プラン	ご希望により付加できます*
		✚ ケガの特約
0歳	909円	480円
2	909	480
4	909	480
6	909	480
8	909	480
10	909	480
12	909	480
14	586	480
16	586	480
18	248	480

* 特約をご希望の場合は、各プランの保険料に特約の保険料を追加してください。

商品の特長

ほしいとこだけプラン

充実保障プラン・子育て応援プラン

ご契約後のサービス

ご契約時の条件

支払事由

保険料